

国際対応専門委員会の議事概要

企業会計基準委員会

1. 日時 平成 18 年 9 月 12 日 (火) 13 時 30 分 ~ 15 時 30 分

2. 場所 (財)財務会計基準機構 会議室

3. 議題

(審議事項)

(1) 9 月開催の IASB 会議の議事について

- IAS 第 37 号改訂
- 収益認識
- 公正価値測定
- 概念フレームワーク

(2) 公開草案に対するコメント対応

- IAS 第 23 号「借入費用」改訂案
- IFRIC Due Process Handbook

4. 議事概要

(審議事項)

(1) 9 月開催の IASB 会議の議事について

● IAS 第 37 号改訂

IAS 第 37 号改訂に関しては、2 月 IASB 会議にて IAS 第 37 号改訂公開草案の原則が暫定合意されている。その中で、測定に関する原則は以下のとおり。

原則 3 : 企業は非金融負債を、貸借対照表日において現在の債務を決済するか、第三者に債務を移転するために合理的に支払うことが必要な金額により測定する。

原則 3.1 : 非金融負債の見積りの基礎は、期待キャッシュフロー・アプローチである。

この測定原則について、9 月は測定原則そのもの及び回答者からのハイレベルな懸念の解消を、10 月はガイダンスの内容及び詳細レベルの懸念の解消を審議することが予定されていることが説明された。9 月 IASB 会議では、提案されている IAS 37 号の測定原則の修正の範囲、現在の IAS 37 号の測定原則の再検討、提案された測定原則は、IAS 37 号の適用対象である負債にかかわる有用な情報を提供するか、IAS 37 号の測定原則について、更なるガイダンスが必要かという 4 点が審議されることが説明された。

では、スタッフが以下の検討を行っている。

➤ 企業が貸借対照表日における債務を決済するために必要な支出の「最善の見積り」

という現在の IAS37 号の測定原則の用語の検討 「最善の見積り」は不明瞭

- IAS37 号の測定原則を再検討すべきかについての検討
根本的な再検討は推奨せず
- IAS37 号の測定原則として、公正価値を採用することの妥当性についての検討
公正価値の採用は時期尚早と考える

これらを受け、IAS37 号の測定原則を強調するとともに、付随するガイダンスの内容をより明確化するという以前の決定を支持することを推奨するというスタッフ提案がなされていることが説明された。

では、スタッフが以下の検討を行っている。

- なぜ現在の IAS37 号の測定原則は、「現時点での決済に基づく概念」なのか
企業の最善の見積りは、将来ではなく、現在の債務を全て消滅させるために支払う額
 - なぜ多くの回答者が、現在の IAS37 号の測定原則についての審議会の理解を共有していないのか
多数が「最善の見積り」と「最も起こりうる結果(最頻値)」とを同一視
 - ギャップの解消
公開草案で行ったこと
 - ◇ 「最善の見積り」についての説明を、「現時点での決済に基づく概念」に置換え
 - ◇ 測定原則とガイダンスとの不整合を解消
 - ◇ 期待値が適切な見積り技法であることを強調 「最も起こりうる結果」が単一の債務の見積り技法の選択肢として使用できるという条項は削除
- 測定原則の説明の明瞭化
- ◇ 現時点での決済に基づく概念と期待値の使用により有用な情報が提供
 - ◇ 追加的なガイダンスの用意
 - ◇ 測定原則の再検討 - 「決済」と「移転」(企業固有か、市場ベースか)

これらを受け、現在の IAS37 号の測定原則は、「現時点での決済に基づく概念」であることを支持することを要請するというスタッフ提案がなされていることが説明された。

では、IAS 第 37 号の範囲に含まれる負債に関し、現時点での決済に基づく概念を基礎とする測定原則はどのように有用な情報を提供しているかを以下のようにスタッフが分析していることが示された。

- 目的適合性
負債の測定の際に入手可能なすべての情報を織り込んでいるという意味で、予測価値
- 信頼性
金額、タイミング、負債に関連するキャッシュフローの不確実性に関連する入手

可能な情報は、すべて見積りに反映する必要

- 比較可能性
発生可能性のあるキャッシュフローの金額、タイミングや各キャッシュ・フローの発生確率の変動を適時に反映
- 理解可能性
財務諸表の利用者は、企業活動や会計に関し、合理的な知識があることを前提提案している測定原則が負債の決済のための最終的なキャッシュアウトを予想することを目的としているのではないことが理解
- 正確性
概念フレームワークにおける質的特性ではない
負債を決済するために必要となる金額に関して合理的に正確な発生可能性のある範囲を定め検証することは、最も発生可能性のある金額を設定し検証することよりも容易

では、スタッフが以下の検討及び提案を行っている。

- 更なるガイダンスが必要か？
IAS37 号が適用される負債の測定のために期待値をどのように用いるのかについての更なるガイダンスを含める。
- 現在のガイダンスの更なる明確化が必要か？
現在のガイダンスのうちで混乱を引き起こしているものに焦点を当てることにより、期待値を使って負債を見積るために用いられる情報の属性を説明するということに限定されるべき。
- 追加的なガイダンスの提供
公開草案でカバーされていない追加的なトピックを含めるために測定ガイダンスの修正の範囲を拡大することは必要ない。
- 現在のガイダンスへの反対意見
再審議プロセスの一部として議論することを提案しない。(リスクマージン、割引率の変更等)

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 負債測定に際して、企業固有のリスクを反映した割引率を使用するとのことだが、現時点での決済に基づく測定であるならば、今決済しなければならないので、企業固有のリスク（特に倒産のリスク）は関係ないのではないか。
- 使用した確率等の、期待値の算定基礎に関する開示の規定はないのかという質問に対し、山田 IASB 理事より、確率等の数値そのものの開示はないが、公開草案では流出の金額や時期に関する不確実性の内容、必要がある場合には、将来の事象に関する重要な仮定を開示しなければならない規定（68 項）があるとの説明があった。（期首及び期末計上価額の、キャッシュ・フローの改訂、時間の経過や割引率の変動による影響額

の開示もある。)

- 今回の IAS 第 37 号の測定原則の再審議において、コメントレーターや企業結合の円卓会議の意見の影響に関する質問に対し、山田 IASB 理事から、スタッフ提案は追加のガイダンス及び明確化といった対応であり、現行の IAS 第 37 号の「現時点での決済概念」は変更していないという回答があった。
- IAS 第 37 号の測定原則については、公開草案による改訂は現行規定の再確認であり、大きな改訂ではないというが、変更点である最も起こりうる結果（最頻値）を削除したことは大きな変更点ではないか。
- 現時点で決済した額で測定するという概念に基づいているとのことであるが、ゴーイング・コンサーンを前提にして、負債の実際の決済額で測定するという考えも有力なものではないか。
- 現行 IAS 第 37 号第 36 項の「… the best estimate of the expenditure required to settle the present obligation at the balance sheet date」の、at the balance sheet date が、present obligation にかかるのか to settle にかかるのか、どちらでも解釈可能だったのではないか。

● 収益認識

9 月 IASB 会議では、収益プロジェクトでの履行義務の会計処理に対するアプローチが、IAS 第 37 号のプロジェクトでの非金融負債の会計処理に対するアプローチとどのように相互に関係しているか、特に、顧客対価モデルの下で、当初認識後に履行義務をどのように測定するかを審議することが説明された。スタッフは、保証義務の設例を下に以下の 2 つのアプローチを検討している。

- アプローチ A: 履行義務に関するあらゆる見積りを当初時点で固定する。見積りは、負債の測定が、IAS 第 37 号での負債の直接的な測定と比べて不適当となるまでは見直されず、不適当となった場合、再測定される。
- アプローチ B: 顧客対価は、大きくは、その時点での測定アプローチととらえ、特定の部分のみを当初時点で固定する。

アプローチ A では、履行義務を負債適正性テストの対象とし、配分された顧客対価の額と直接的な IAS 第 37 号のいずれか高い額で履行義務を測定するが、環境の変化を見過ごすリスクがある。これに対し、アプローチ B では、当初認識後の履行義務の測定は、固定された特定の部分（マージン）の割当と将来キャッシュ・フローの見積額の 2 つの要素からなっており、将来キャッシュ・フローの見積額は有利不利いずれの方向も反映して測定するものである。

スタッフは、2 つのアプローチはさらに検討が必要と考えているが、履行義務の当初認識時とその後の測定において、一貫した測定アプローチを開発できる可能性があることから、アプローチ B を検討すべきであるというスタッフ提案をしている。また、環境変化（見積

りの変更)による再測定 of 会計処理において、顧客対価額を上回る履行義務の消滅額を収益とするか利得とするかの問題も検討していることが説明された。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 本アジェンダ・ペーパーは製品保証を例にしているが、物を引き渡す履行義務でも同様とすれば、履行する前に損益が認識されることにはならないかという質問に対して、山田 IASB 理事より履行するまでは収益を認識することはないのではないかと考えられるとの回答があった。
- 本アジェンダ・ペーパーで検討されている考え方では、売上にはしないが、契約の評価損益が発生するということかという質問に対して、山田 IASB 理事より、事後的に見積りが変わったことに対するコストの増減を、履行義務の増減及びその相方として費用を認識するというモデルと考えているとの回答があった。
- 製品保証であれば製品保証引当金という考え方があるのでこのモデルでもよいかと思うが、商品の引渡義務に当てはまるとすると見込みコストが変わると、その変動を契約に対して損益を認識するという発想になりそうな気がする。アプローチ A だと、IAS 第 11 号の工事契約の予想損失や IAS 第 37 号の不利な契約の規定に整合していると思われるが、アプローチ B では契約の評価損益が発生するという点で、従来と異なるものとなると考える。

● 公正価値測定

IASB では、9 月 15 日に FASB から公表された SFAS 第 157 号「公正価値測定」(なお、IASB のアジェンダペーパーが作成された段階では基準書案である。)に対して、IASB の予備的見解及びコメント募集を付した上で、ディスカッション・ペーパーとして公表する予定である。9 月の IASB 会議では、負債の公正価値測定の際のノンパフォーマンス・リスク、及び その他の論点について取り上げることが説明された。

負債の公正価値測定の際のノンパフォーマンス・リスク(将来義務が履行されないリスク)については、FASB の公正価値測定(以下 FVM)基準書案では、ノンパフォーマンス・リスクが報告企業自身の信用リスクを含むことを明確にし、負債が譲渡される価値に影響を及ぼす結果、ある負債の公正価値は当該負債に関連のあるノンパフォーマンス・リスクを反映すると指摘している。これに対して、現在、負債の公正価値に関連してノンパフォーマンス・リスクについて議論していないが、IAS 第 39 号(「金融商品：認識及び測定」)は、金融負債の公正価値は金融商品の信用状況を反映させることを要求している。スタッフは、ボードがコメント募集において、ある負債(非金融負債、金融負債の双方)の公正価値は当該負債に関連するノンパフォーマンス・リスクを反映すべきという概念に同意することを、予備的見解に含めることを提案していることが説明された。また、信用リスク以外のデフォルト・リスクやノンパフォーマンス・リスクを公正価値に反映させるため、ノンパフォーマンス・リスクという用語の使用についても予備的見解及び質問に含めるス

スタッフ提案がなされていることが説明された。

その他の論点については、入口価格及び出口価格、主要な（又は最も有利な）市場、レベル 3 の測定を「公正価値」と呼ぶこと、ブロックのプレミアムとディスカウント、初日の利得と損失といった論点が審議されることが説明された。

その後の質疑応答においては、以下のような、意見が述べられた。

- IAS 第 39 号 BC89 項が、「企業は自己の信用リスクに起因する公正価値を含む、公正価値の変動を、例えば負債の条件について再交渉、あるいは買い戻す、又はデリバティブを用いることによって実現させる。」と引用されている。しかしながら、自己の信用リスクが上がって負債の市場価値が減少しているときに、再交渉して負債を切り下げることではできないし、買い戻す場合には借替えをすることになり、借替えの金利は自己の信用リスクを反映するため、何も変わらない。また、デリバティブを用いて実現する方法がよくわからない。

● 概念フレームワーク

9 月 IASB 会議では、概念フレームワークに関しては、フェーズ B の資産に対するオプション、フェーズ D 報告企業、フェーズ C のディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎 - 当初認識時の測定」に対するコメントの分析の 3 つが審議予定であるが、本専門委員会ではこのうち報告企業について取り上げた。

9 月 IASB 会議での報告企業は、昨年 12 月、今年 3/4 月に審議されたものを含めて、個別報告企業、グループ報告企業、支配の論点に分けた上で、当フェーズで識別された横断的論点の全てを取り扱っている。なお、財務報告の目的に関する両審議会の合意に基づき、報告企業も一般目的の外部向け財務報告に関連すべきとしている。

個別報告企業（報告企業とは）では、報告企業は法的企業に限定すべきではないこと、何が財務報告目的の個別企業を構成するか（自然人、個人事業主、会社、信託、パートナーシップ、組合及びある状況での支店又はセグメントを含め）を記述すべきであるが、定義はすべきでない結論付けたことが報告された。

グループ報告企業では、パワー要素及びベネフィット要素を織り込んだ企業に対する支配の定義として、

「企業に対する支配とは、企業から流れる便益にアクセスし、（及び / 又は損失の発生を減少させ）それらの便益の金額を増加、維持又は防御する（及び / 又は損失額を減少させる）ために、企業の財務及び事業方針を指示する能力である。」

がスタッフから提案されていることが説明された。また、財務報告目的のためのグループ企業の構成を決定する可能性のあるモデルとして、共通支配モデルを第 1 に、支配企業モデルを第 2 におくべきで、リスク及び / 又はリワードモデルは採用すべきでないというスタッフ提案がなされていることが説明された。さらに、親会社とグループ企業の関係に対する見解及び親会社単体及び連結財務諸表への影響は、親会社及びグループ構成企業は

それぞれ異なる企業としてみなされ、連結財務諸表はそれらがあたかも単一の企業として結合した結果を表示すると考える見解を採用するべきとのスタッフ提案がなされていることが説明された。

支配の論点では、一時的支配、事実上の又は実質的支配、パワーは共有しない、オプション、支配と共通支配及び重要な影響力といった論点を取り上げられることが説明された。

これに対する質疑応答は無かった。

(2) 公開草案に対するコメント対応

● IAS 第 23 号「借入費用」改訂案

IAS 第 23 号「借入費用」改訂案は、米国 FASB との短期コンバージェンスプロジェクトの成果として公表された公開草案である。本公開草案では、適格資産の取得、建設又は製造を直接の発生原因とする範囲の借入費用について、費用として即時認識する IAS 第 23 号の選択肢を削除するものである。これにより、SFAS 第 34 号「利息費用の資産化」と同様、適格資産の取得、建設又は製造を直接の発生原因とする範囲の借入費用については、資産化が求められることとなり、IAS 第 23 号と SFAS 第 34 号についてコンバージェンスを図るものである。

事務局より、上記公開草案の内容及びコメント案の説明の後、質疑応答が行われ、以下のような質問及び意見が述べられた。

- 資金調達手段との関係で述べている、自己資本で調達した場合のコメント案の議論は、固定資産の資金を増資によりまかなった場合を想定しているのか、手元資金により追加借入なしであるが何らかの利息が発生している場合を想定しているのか。前者を想定しているのであれば、利息自体が発生しないので、本基準の範囲から外れるので、公開草案の反対意見として適切とはいえないのではないか。
- 米国基準との関係に関する質問に対して、山田 IASB 理事より、完全に一致ではなく、適格資産に関する利息を資産化する点をコンバージェンスしたもので、厳密には適格資産の定義も異なっているとの説明があった。

上記の改訂案のコメント期限の 9 月 30 日までの間に、当専門委員会での議論を基にメールによる意見交換を行った上で、コメントの提出を行うか否かも含めて決定することが確認された。

● IFRIC Due Process Handbook

2003 年 11 月に開始された、IASC 財団の定款のレビューの際に、IFRIC の資源及び効果がレビューを行う 10 の主要な論点とされた、その後 IFRIC は、評議会とともに業務の内部的なレビューに着手し、2005 年 3 月に「IFRIC 業務のレビュー」の協議文書の公表の後、IFRIC により本デュー・プロセス・ハンドブック案が開発されたものである。

事務局より、上記ハンドブック案の内容及びコメントを提出しない方針である旨の説明及び質疑応答の後、コメントを提出しない事務局の方針が確認された。

- アジェンダ・コミッティに関して、解釈に関する疑問点が生じたときに、IFRIC で取り上げるか否かを決定する機関である。異なる解釈があるが、アジェンダ・コミッティが、IFRS で明確だからという理由をもって、取り上げない場合がある。すなわち、一方の解釈は正しく、一方は誤りであるとされることになる。この場合に、各国基準設定主体との関係に関して、IFRIC が、ローカルな解釈を検討し、それらが IFRSs に整合しているか否かどうかをコメントすべきでないかと本ハンドブック案で提案されている点との関係が疑問である。

以上